

○平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
第一～第七（略）	第一～第七（略）
<p>第八 無線設備規則第四十九条の六の九 <u>又は第四十九条の六の十</u> に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第七号のとおりとする。</p>	<p>第八 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第七号のとおりとする。</p>
第九～第十一（略）	第九～第十一（略）
別表第一号～第六号（略）	別表第一号～第六号（略）
<p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九 <u>又は第四十九条の六の十</u> に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 一～十二（略）</p>	<p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 一～十二（略）</p>
別表第八号～第十号（略）	別表第八号～第十号（略）